

朝霞市の震度

地震発生時の場所別対応ガイドライン

在校中

登下校中

校外学習中

地震発生
震度4以下

児童の安全確保

○的確な指示

- ・頭部保護 机の下に避難
- ・負傷者の確認と処理
- ・二次災害の防止

○校舎外への避難指示
・安全経路の確認

屋外へ避難

- ・人数点呼
- ・負傷者の搬送
- ・「おかしもち」の徹底

学校地震対策本部設置 (校長・教頭・安全主任他)

- ・情報収集及び関係機関との連絡(教頭)
- ・保護者等への連絡(学年主任)
- ・引き渡しの決定(校長)
- ・負傷者対応(養護教諭ほか)
- ・放課後児童クラブとの連携

安全確認

○安全確認後、教室に戻す



安全確保

○揺れている時

- ・最寄りの安全な場所に避難
- ・頭部保護 身を低くする
- ・建物、ブロック塀、窓ガラス、自販機などから離れる。

安全確認

○避難する際

- ・揺れが収まったら、学校か自宅、近い方に避難する。
- ・学校、自宅へ避難が困難な場合は、公園や交番、「青少年を育成する家」などに避難し、周囲の大人に助けを求める。
- ・通学班の高学年は、低学年と一緒に行動する。

自宅へ戻った場合

- ・児童の安否確認のため、通学路の巡視及び自宅への連絡、確認を行う。(学校対応)
- ・自宅に戻った場合は、その旨を学校に連絡する。
- ・学校へ登校させる場合は、保護者が付き添う。

学校へ登校してきた場合

- ・在校中に準じた対応をする。

下校途中、学校に戻った場合

- ・安全確認後、教職員が付き添って下校する。

児童の安全確保

○的確な指示

- ・頭部保護 机の下に避難
- ・負傷者の確認と処理
- ・二次災害の防止
- ・出口確保

○屋外への避難指示
・安全経路の確認
・不安への対処

屋外への避難

- ・人数点呼
- ・負傷者の搬送
- ・「おかしもち」の徹底

現地災害対策本部設置 (引率先施設)

- ・情報収集及び関係機関との連携
- ・学校責任者と連絡
- ・現地状況の伝達、帰校させるか否かの判断



一斉下校を行う場合

- ・教職員は、通学路の安全点検、下校の引率を実施する。
- ・下校時刻前に保護者が迎えに来た場合は、その時点で引き渡しを行う。
- ・下校後、家に誰もいない児童に対しては、保護者が迎えに来るまで、学校に児童を待機させる場合もある。**児童が帰宅していない場合は、学校に連絡をする。(朝霞第五小学校 ☎ 048-462-0455)**
- ・放課後児童クラブの児童は、放課後児童クラブに行く。

引き渡しを行う場合

- ・迎えに来られない場合は、保護者が迎えに来るまで、学校で児童の安全を確保する。

帰校する場合

- ・児童の心のケア

避難所等の場合

- 引き渡し
- ・帰校が困難な場合
現地での保護
現地での引き渡し

地震発生
震度5弱

原則 引き渡しになります

引き渡しの実施

- 授業の打ち切り
- 情報発信(関係者への連絡努力)
 - ・緊急連絡網
 - ・けやきメール
 - ・防災無線
 - ・学校ホームページ
 - ・スマイル FM76.7MHz
 - ・災害用伝言ダイヤル(171)
- 児童の心のケア
- 食事・水・衣料品の確保

迎えに来られない場合

- ・保護者からの連絡がない場合でも、学校、または避難所で児童の安全を確保する。
- ・保護者は迎えに行けない場合は、その旨を学校に連絡するように努める。

震度4以下の場合と同じ対応をします

- 保護者は、通学路を通過して、児童を迎えに来る。

引き渡しを行う場合

- ・在校時に準じた対応をする。



竜巻対応マニュアル

天気予報・雷注意報

↓・発生の予測、対応準備。

竜巻注意情報

- ・屋外にいる場合は屋内へ移動。
- ・屋内では中央に寄る。屋外ではより安全な場所へ移動。窓、カーテンは閉め、机を中央に寄せる。

竜巻発生

- ・窓、ドアから離れ、机の下にもぐり頭と首を守る

竜巻通過

- ・児童安否の確認と各所状況の把握
- ・負傷者の確認手当、
- ↓・教育活動再開の判断

回復

- ・状況の提供(メール配信等)
- ・授業再開 児童のメンタルケア
- ・場合によっては引き渡し

※震度は一応の目安です。被害の状況により、児童の安全を考え、対応を変更する場合があります。

※警戒宣言が発令された場合は、震度5弱以上に準じます。

※液化化や校舎倒壊の場合などの二次避難場所 北朝霞公園野球場

※避難所が開設された場合、休日・夜間の場合の連絡先 048-462-0455

◆◆◆◆ 緊急時(非常災害時を含む)の引き渡しについて ◆◆◆◆

- ① 原則として、保護者が学校に迎えに来てください。
- ② どうしても保護者が迎えに来られない場合は、引き渡しカードに書かれている方のみが引受人になることができます。
- ③ 保護者または引き渡しカードに書かれている方が迎えに来られない場合は、児童は学校に待機させます。(保護者は、迎えに来られない旨を学校に連絡するよう努めてください。)
- ④ 児童の最終安否確認のため、引受人が同居の家族でない場合は、児童が保護者に無事に会えた時点で、保護者は学校に連絡してください。